

営業秘密の3要件、守れていますか？

◇ 大事な情報は厳格に管理しましょう ◇

営業秘密の3要件とは、

- ① 秘密管理性（会社内で秘密として扱われている）
- ② 有用性（会社にとって有用な技術上・営業上の情報である）
- ③ 非公知性（会社以外では、一般に入手できない状態にある）

のことです。



技術等の情報が営業秘密として、不正競争防止法で保護されるには、上記①～③の要件を全て満たす必要があります（不正競争防止法第2条第6項）。

◇ 情報漏洩対策を講じましょう ◇

- 秘密情報に近寄りにくくする対策（アクセス権の設定など）
- 秘密情報の持ち出しを困難にする対策（私物USBの利用禁止など）
- 漏洩を見つけやすい環境づくり（防犯カメラの設置など）
- 秘密情報に対する認識の向上（マル秘の表示など）
- 社内における信頼関係の維持・向上（コミュニケーションの推進など）

～「いしかわ技術情報流出防止ネットワーク」で情報共有を～



上記のほか、社内の秘密情報のデータについても、いつ、誰がアクセスしたかというログ(記録)を定期的に確認しておきましょう。

問合せ先：石川県警察本部警備部公安課
☎225-0110（内線5622）